



# 大阪府立高等学校 生徒指導要録解説

令和3年9月

大阪府教育委員会

## 目 次

I	様式	1
II	記入上の注意	21
○	記入上の全般的注意	21
○	学籍に関する記録	21
1	学校名及び所在地、課程名・学科名等	21
2	校長名印、ホームルーム担任名印	21
3	生徒の名前、性別、生年月日及び現住所	22
4	保護者等の名前及び現住所	22
5	入学前の経歴	23
6	入学・編入学	23
7	転入学	23
8	転学・退学	23
9	留学等	24
10	卒業	24
11	卒業後の進路	24
12	各教科・科目等の修得単位数の記録	25
○	指導に関する記録	25
1	出欠の記録(全日制の課程及び定時制の課程)	25
2	出校の記録(通信制の課程)	30
3	総合的な探究の時間の記録	30
4	特別活動の記録	31
5	総合所見及び指導上参考となる諸事項	31
6	各教科・科目等の学習の記録	32
7	非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録一別記	35
III	取扱い上の注意	36
1	進学の場合	36
2	編入学の場合	36
3	転入学の場合	36
4	転学の場合	37
5	転籍の場合	37
6	原級留置の場合(単位制による課程を除く。)	37
7	留学の場合(単位制による課程を除く。)	37
8	退学の場合	38
9	学校統合・学校新設等の場合	38
10	保存期間	38
11	その他	38
IV	校務処理システムによる作成及び管理等	41
参考1	各教科の評価の観点及びその趣旨	43
参考2	引用されている法令等	51

## 高等学校生徒指導要録（I）

区分 \ 学年	1	2	3	4
ホームルーム				
整理番号				

学校名 及び 所在地   課程名・ 学科名等	年度	学年	校長名印	ホームルーム 担任名印
	令和 年度	1		
	令和 年度	2		
	令和 年度	3		
	令和 年度	4		
学 籍 の 記 録				
生 徒	ふりがな	性別	入学・編入学	令和 年 月 日 第1学年 入学 第 学年編入学
	名 前			
	生年月日	年 月 日生	転入学	令和 年 月 日
	現住所		転学・退学	令和 年 月 日
保 護 者 等	ふりがな	留 学 等	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
	名 前			
	現住所	卒 業	令和 年 月 日	
入学前の経歴	令和 年 3月  中学校卒業	卒業後の 進 路		

様式1 (学籍に関する記録-全日制の課程-2)

生徒名	学校名	区分	学年	1	2	3	4
		ホームルーム					
		整理番号					

各教科・科目等の修得単位数の記録

各 学 科 に 共 通 す る 各 教 科 ・ 科 目	教科	科目	修得単位数 の計
	国 語		
	地 理 歴 史		
	公 民		
	数 学		
	理 科		
	保 健 体 育		
	芸 術		
外 国 語			

各 学 科 に 共 通 す る 各 教 科 ・ 科 目	教科	科目	修得単位数 の計
	家 庭		
	情 報		
	理 数		
学 校 設 定 教 科			
主 と し て 専 門 学 科 に お い て 開 設 さ れ る 各 教 科 ・ 科 目	農 業		
	工 業		
	商 業		
	水 産		
家 庭			
看 護			

主 と し て 専 門 学 科 に お い て 開 設 さ れ る 各 教 科 ・ 科 目	教科	科目	修得単位数 の計
	情 報		
	福 祉		
	理 数		
	体 育		
	音 楽		
美 術			
英 語			
学 校 設 定 教 科			
総合的な探究の時間			
留 学			
合 計			

## 高等学校生徒指導要録（Ⅱ）

生徒名	
入学 編転入学	令和 年 月 日 第1学年入学 第 学年編・転入学
卒業 転学・退学	令和 年 月 日 卒業 転学・退学

年度	令和	令和	令和	令和
学年	1	2	3	4
ホームルーム				
整理番号				

出 欠 の 記 録							
区分 学年	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	留学中の 授業日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備 考
1							
2							
3							
4							
総 合 的 な 探 究 の 時 間 の 記 録							
観 点							
学 習 活 動							
評 価							
特 別 活 動 の 記 録							
内 容	観 点	学 年	1	2	3	4	
ホームルーム活動							
生徒会活動							
学校行事							

様式2 (指導に関する記録-全日制の課程-2)

生徒名		学校名		区分	1	2	3	4
				学年				
				ホームルーム				
				整理番号				

総合所見及び指導上参考となる諸事項				
	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
学習及び行動における所見				
趣味・特技、部活動、資格等				
進路希望				
その他				

様式2 (指導に関する記録-全日制の課程-3)

生徒名		学校名		区分	学年	1	2	3	4
				ホームルーム					
				整理番号					

各教科・科目等の学習の記録															
各教科・科目等		第1学年			第2学年			第3学年			第4学年			修得単位数の計	備考
		学 習 状 況 別	評 定	修 得 単 位 数	学 習 状 況 別	評 定	修 得 単 位 数	学 習 状 況 別	評 定	修 得 単 位 数	学 習 状 況 別	評 定	修 得 単 位 数		
教科等	科目等														
各 学 科 に 共 通 す る 各 教 科 ・ 科 目	国語														
	地理歴史														
	公民														
	数学														
	理科														
	保健体育														
	芸術														
	外国語														
	家庭														
	情報														
	理数														
	学校設定教科														

様式2 (指導に関する記録-全日制の課程-4)

生徒名		学校名		区分	学年	1	2	3	4
				ホームルーム					
				整理番号					

各教科・科目等の学習の記録															
各教科・科目等		第1学年			第2学年			第3学年			第4学年			修得単位数の計	備考
		学 習 状 況 別	評 定	修 得 単 位 数	学 習 状 況 別	評 定	修 得 単 位 数	学 習 状 況 別	評 定	修 得 単 位 数	学 習 状 況 別	評 定	修 得 単 位 数		
教科等	科目等														
主として専門学科において開設される各教科・科目	農業														
	工業														
	商業														
	水産														
	家庭														
	看護														
	情報														
	福祉														
	理教														
	体育														
	音楽														
	美術														
	英語														
	学校設定教科														
総合的な探究の時間															
小計															
留學															
合計															

※「観点別学習状況」欄には、左から「知識・技能」（職業に関する各教科については「知識・技術」）、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の評価を記入



様式2 (指導に関する記録－全日制の課程－別記)

生徒名		学校名		区分	学年	1	2	3	4
				ホームルーム					
				整理番号					

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録									
第1学年	生徒が登校できない事由	感染症に伴う臨時休業 ・ 自然災害に伴う臨時休業 ・ その他 感染症に関する出席停止 ・ 自然災害に関する出席停止							
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等					
			同時双方向型のオンラインを活用した学習指導 ・ その他のオンラインを活用した学習指導						
第2学年	生徒が登校できない事由	感染症に伴う臨時休業 ・ 自然災害に伴う臨時休業 ・ その他 感染症に関する出席停止 ・ 自然災害に関する出席停止							
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等					
			同時双方向型のオンラインを活用した学習指導 ・ その他のオンラインを活用した学習指導						
第3学年	生徒が登校できない事由	感染症に伴う臨時休業 ・ 自然災害に伴う臨時休業 ・ その他 感染症に関する出席停止 ・ 自然災害に関する出席停止							
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等					
			同時双方向型のオンラインを活用した学習指導 ・ その他のオンラインを活用した学習指導						
第4学年	生徒が登校できない事由	感染症に伴う臨時休業 ・ 自然災害に伴う臨時休業 ・ その他 感染症に関する出席停止 ・ 自然災害に関する出席停止							
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等					
			同時双方向型のオンラインを活用した学習指導 ・ その他のオンラインを活用した学習指導						

※「生徒が登校できない事由」「実施方法等」は、該当するものを丸囲みで示す。

様式1（学籍に関する記録－全日制の課程（単位制）・定時制の課程－1）

## 高等学校生徒指導要録（I）

区分	年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
ホームルーム							
整理番号							

学校名 及び 所在地	年度	校長名印		ホームルーム 担任名印	
	令和 年度				
	令和 年度				
	令和 年度				
	令和 年度				
	令和 年度				
	令和 年度				
課程名・ 学科名等					
<b>学 籍 の 記 録</b>					
生 徒	ふりがな		性別	入学・編入学	令和 年 月 日 入学
	名 前				編入学
	生年月日	年 月 日生	転入学	令和 年 月 日	
	現住所				
保 護 者 等	ふりがな		転学・退学	令和 年 月 日	
	名 前			留学等	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
	現住所		卒業	令和 年 月 日	
入学前の経歴	令和 年 3月	卒業後の 進路		中学校卒業	

様式1（学籍に関する記録－全日制の課程（単位制）・定時制の課程－2）

生徒名		学校名		区分	年度	令和	令和	令和	令和	令和	令和
						年度	年度	年度	年度	年度	年度
				ホームルーム							
				整理番号							

各教科・科目等の修得単位数の記録

各 学 科 に 共 通 す る 各 教 科 ・ 科 目	教科	科目	修得単位数 の計
	国 語		
	地 理 歴 史		
	公 民		
	数 学		
	理 科		
保 健 体 育			
芸 術			
外 国 語			

各 学 科 に 共 通 す る 各 教 科 ・ 科 目	教科	科目	修得単位数 の計
	家 庭		
	情 報		
	理 数		
学 校 設 定 教 科			
主 と し て 専 門 学 科 に お い て 開 設 さ れ る 各 教 科 ・ 科 目	農 業		
	工 業		
	商 業		
	水 産		
	家 庭		
	看 護		

主 と し て 専 門 学 科 に お い て 開 設 さ れ る 各 教 科 ・ 科 目	教科	科目	修得単位数 の計
	情 報		
	福 祉		
	理 数		
	体 育		
	音 楽		
	美 術		
	英 語		
学 校 設 定 教 科			
総合的な探究の時間			
留 学			
合 計			

## 高等学校生徒指導要録（Ⅱ）

生徒名		区分 / 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
入学 編転入学	令和 年 月 日 入学 編・転入学	ホームルーム						
卒業 転学・退学	令和 年 月 日 卒業 転学・退学	整理番号						

出 欠 の 記 録							
区分 年度	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	留学中の 授業日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備 考
令和 年度							
令和 年度							
令和 年度							
令和 年度							
令和 年度							
令和 年度							
令和 年度							

総 合 的 な 探 究 の 時 間 の 記 録							
観 点							
学 習 活 動							
評 価							

特 別 活 動 の 記 録							
内 容	観 点	年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
ホームルーム活動							
生徒会活動							
学校行事							

様式2（指導に関する記録－全日制の課程（単位制）・定時制の課程－2）

生徒名		学校名		区分	令和	令和	令和	令和	令和	令和
				年度	年度	年度	年度	年度	年度	
				ホームルーム						
				整理番号						

総合所見及び指導上参考となる諸事項				
	学習及び行動における所見	趣味・特技、部活動、資格等	進路希望	その他
令和 年度				
令和 年度				
令和 年度				
令和 年度				
令和 年度				
令和 年度				

様式2（指導に関する記録－全日制の課程（単位制）・定時制の課程－3）

生徒名	学校名	区分	令和	令和	令和	令和	令和	令和
		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
		ホームルーム						
		整理番号						

各教科・科目等の学習の記録																	
各教科・科目等		令和			令和			令和			令和			令和			備考
		学	観	評	学	観	評	学	観	評	学	観	評	学	観	評	
教科等	科目等	学	観	評	学	観	評	学	観	評	学	観	評	学	観	評	修得単位数の計
		況	状	別	況	状	別	況	状	別	況	状	別	況	状	別	
各学科に共通する各教科・科目	国語																
	地理歴史																
	公民																
	数学																
	理科																
	保健体育																
	芸術																
	外国語																
	家庭																
	情報																
	理数																
	学校設定教科																

様式2（指導に関する記録－全日制の課程（単位制）・定時制の課程－4）

生徒名	学校名	区分	令和	令和	令和	令和	令和	令和
		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
		ホームルーム						
		整理番号						

各教科・科目等の学習の記録																						
各教科・科目等		令和			令和			令和			令和			令和			修得単位数の計	備考				
		学	観	評	学	観	評	学	観	評	学	観	評	学	観	評						
教科等	科目等	況	別	定	況	別	定	況	別	定	況	別	定	況	別	定	況	別	定			
		主として専門学科において開設される各教科・科目	農業																			
工業																						
商業																						
水産																						
家庭																						
看護																						
情報																						
福祉																						
理数																						
体育																						
音楽																						
美術																						
英語																						
学校設定教科																						
総合的な探究の時間																						
小計																						
留学																						
合計																						

※「観点別学習状況」欄には、左から「知識・技能」（職業に関する各教科については「知識・技術」）、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の評価を記入

様式2（指導に関する記録－全日制の課程（単位制）・定時制の課程－別記）

生徒名	学校名	区分	年度	令和	令和	令和	令和	令和	令和
				年度	年度	年度	年度	年度	年度
			ホームルーム						
			整理番号						

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録									
令和 年度	生徒が登校できない事由	感染症に伴う臨時休業 ・ 自然災害に伴う臨時休業 ・ その他 感染症に関する出席停止 ・ 自然災害に関する出席停止							
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等					
				同時双方向型のオンラインを活用した学習指導 ・ その他のオンラインを活用した学習指導					
令和 年度	生徒が登校できない事由	感染症に伴う臨時休業 ・ 自然災害に伴う臨時休業 ・ その他 感染症に関する出席停止 ・ 自然災害に関する出席停止							
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等					
				同時双方向型のオンラインを活用した学習指導 ・ その他のオンラインを活用した学習指導					
令和 年度	生徒が登校できない事由	感染症に伴う臨時休業 ・ 自然災害に伴う臨時休業 ・ その他 感染症に関する出席停止 ・ 自然災害に関する出席停止							
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等					
				同時双方向型のオンラインを活用した学習指導 ・ その他のオンラインを活用した学習指導					
令和 年度	生徒が登校できない事由	感染症に伴う臨時休業 ・ 自然災害に伴う臨時休業 ・ その他 感染症に関する出席停止 ・ 自然災害に関する出席停止							
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等					
				同時双方向型のオンラインを活用した学習指導 ・ その他のオンラインを活用した学習指導					
令和 年度	生徒が登校できない事由	感染症に伴う臨時休業 ・ 自然災害に伴う臨時休業 ・ その他 感染症に関する出席停止 ・ 自然災害に関する出席停止							
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等					
				同時双方向型のオンラインを活用した学習指導 ・ その他のオンラインを活用した学習指導					

※「生徒が登校できない事由」「実施方法等」は、該当するものを丸囲みで示す。



## 高等学校生徒指導要録 (I)

番号	
----	--

学校名 及び 所在地	課程名・ 学科名等	年度	校長名印	ホームルーム 担任名印	
		令和 年度			
		令和 年度			
		令和 年度			
		令和 年度			
		令和 年度			
		令和 年度			
		令和 年度			
学 籍 の 記 録					
生 徒	ふりがな		性別	入学・編入学	令和 年 月 日 入学 編入学
	名 前				
	生年月日	年 月 日生	転 入 学	令和 年 月 日	
	現住所				
保 護 者 等	ふりがな		留 学 等	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
	名 前				
	現住所		卒 業	令和 年 月 日	
入学前の経歴	令和 年 3月 中学校卒業	卒業後の 進 路			

様式1 (学籍に関する記録-通信制の課程-2)

生徒名		学校名		番号	
-----	--	-----	--	----	--

各教科・科目等の修得単位数の記録

各 学 科 に 共 通 す る 各 教 科 ・ 科 目	教科	科目	修得単位数 の計
	国 語		
	地 理 歴 史		
	公 民		
	数 学		
	理 科		
	保 健 体 育		
	芸 術		
	外 国 語		

各 学 科 に 共 通 す る 各 教 科 ・ 科 目	教科	科目	修得単位数 の計
	家 庭		
	情 報		
	理 数		
	学 校 設 定 教 科		
主 と し て 専 門 学 科 に お い て 開 設 さ れ る 各 教 科 ・ 科 目	農 業		
	工 業		
	商 業		
	水 産		
	家 庭		
	看 護		

主 と し て 専 門 学 科 に お い て 開 設 さ れ る 各 教 科 ・ 科 目	教科	科目	修得単位数 の計
	情 報		
	福 祉		
	理 数		
	体 育		
	音 楽		
	美 術		
英 語			
学 校 設 定 教 科			
総合的な探究の時間			
留 学			
合 計			

## 高等学校生徒指導要録（Ⅱ）

生徒名		番号	
入学 編転入学	令和 年 月 日 入学 編・転入学		
卒業 転学・退学	令和 年 月 日 卒業 転学・退学		

出 校 の 記 録										
区分 年度	出 校 日 数			備 考						
令和										
年度										
令和										
年度										
令和										
年度										
令和										
年度										
令和										
年度										
令和										
年度										
総 合 的 な 探 究 の 時 間 の 記 録										
観点										
学習活動										
評価										
特 別 活 動 の 記 録										
内 容	観 点	年 度	令和	年度	令和	年度	令和	年度	令和	年度
			年度	年度	年度	年度	年度	年度		
ホームルーム活動										
生徒会活動										
学校行事										

様式2（指導に関する記録－通信制の課程－2）

生徒名		学校名		番号	
-----	--	-----	--	----	--

総合所見及び指導上参考となる諸事項				
	学習及び行動における所見	趣味・特技、部活動、資格等	進路希望	その他
令和 年度				
令和 年度				
令和 年度				
令和 年度				
令和 年度				
令和 年度				



様式2（指導に関する記録－通信制の課程－4）

生徒名		学校名		番号	
-----	--	-----	--	----	--

各教科・科目等の学習の記録																					
各教科・科目等		令和			令和			令和			令和			令和			修得単位数の計	備考			
		学	観	評	学	観	評	学	観	評	学	観	評	学	観	評					
教科等	科目等	習	点	状	況	別	定	数	況	別	定	数	況	別	定	数	況	別	定	数	
主として専門学科において開設される各教科・科目	農業																				
	工業																				
	商業																				
	水産																				
	家庭																				
	看護																				
	情報																				
	福祉																				
	理数																				
	体育																				
	音楽																				
	美術																				
	英語																				
	学校設定教科																				
総合的な探究の時間																					
小計																					
留学																					
合計																					

※「観点別学習状況」欄には、左から「知識・技能」（職業に関する各教科については「知識・技術」）、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の評価を記入

大阪府立高等学校生徒指導要録解説  
「Ⅱ 記入上の注意」について

記入上の全般的注意

各学年の記録は、それぞれ当該学年の末までに記入しなければならない。ただし、記入事項に変更のあった場合には、その都度記入すること。

記入にあたっては、生徒や保護者等の名前などを除いて、原則として常用漢字及び現代仮名遣いを用いる。記入事項について、必要に応じてゴム印を用いることも差し支えない。

○ 学籍に関する記録

学籍に関する記録については、学年当初及び異動の生じたときに記入する。  
学年による教育課程の区分を設けない課程（以下「単位制による課程」という。）の場合においては、生徒に係る記録は、「年度」を単位として行う。（指導に関する記録についても同様に扱う。）

生徒の在学中に住所、保護者等に変更が生じた場合は、その都度速やかに訂正する必要がある。なお、変更事項の記入は誤記とは異なることから、旧記入事項に線を引いて消除することとし、押印は不要であるが、変更のあった年月日を付記することが望ましい。

1 学校名及び所在地、課程名・学科名等

課程名は、全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程等の別を記入する。多部制単位制にあつては、「多部制単位制（定時制）」、昼夜間単位制にあつては、「昼夜間単位制（定時制）」、通信制の課程にあつては、例えば、「通信制の課程（日・夜間部）」と記入する。学科名は普通科、専門教育を主とする学科等の名称を記入する。専門教育を主とする学科については、例えば、「ハイテク農芸科」、「機械系機械技術科（専科）」、「文理学科文科（人文社会国際系）」等と記入する。

入学時に専科等が決まっていない学科については、決まった時点で、すでに保管されている指導要録の原本に追記する。

2 校長名印、ホームルーム担任名印

各年度に、校長の名前、ホームルーム担任者の名前を記入する。同一年度内に校長又はホームルーム担任者が代わった場合には、その都度後任者の名前を併記する。  
学年末又は生徒の転学・退学等の際は、記入について責任を有する校長及びホームルーム担任者が押印する。  
最終学年の途中から留学して次年度の途中で留学を終了し卒業する場合、原則として、最終学年時のホームルーム担任者が必要事項を記入する。その際、「校長名印」及び「ホームルーム担任名印」の欄については、第4学年（ただし、単位制による課程にあつては、次の年次）の欄を使用すること。

この欄には、指導要録の作成義務者である校長（学校教育法施行規則第24条）の名前と、実際に記入を担当したホームルーム担任者の名前を記入し、その責任の所在を明らかにする。

校長及びホームルーム担任者の名前は原則として学年当初に記入するものであるが、同一年度内に校長又はホームルーム担任者が代わった場合には、同じ欄内に後任者の名前を併記する。

ホームルーム担任者について、例えば教員の病気による休職中に他の教員が臨時にホームルームを担当した場合などにも、その担任者の名前を併記する。その場合、1か月以上担当した者の名前を記入するのが妥当であろう。その際、名前のそばに臨時に担当した期間を（ ）書きして記入することが望ましい。

押印は、通常学年末に指導要録の記入が完結したときに、その責任を明らかにする意味で行うものである。一般には正規のホームルーム担任者が押印するものであるが、前記のような臨時に担当した教員が学年末において指導要録の記入に当たった場合には、その教員が押印する。生徒が転・退学又は転籍をする場合も同様である。したがって、学年途中でホームルーム担任者が代わったような場合は、前任者は押印する必要はない。

なお、複数担任制の場合は、全ての担任者の名前を記入するとともに、学年末には、記載されている担任者全員が押印すること。

### 3 生徒の名前、性別、生年月日及び現住所

指導要録は法定の公簿であるので、中学校から送付された指導要録の抄本又は写し、入学志願書等（以下「指導要録抄本等」という。）に基づき記入する。なお、外国人の名前について、通称をも併記する場合には、これを（ ）書きとする。

名前のふりがなは、指導要録抄本等の記載がカタカナであっても、生年月日が和暦のみ又は和暦と西暦併記の場合は、ひらがなで記載する。また、外国人の名前のふりがなについては、可能な限り母国語の発音に基づいてカタカナで記入することを原則とする。

生年月日は、指導要録抄本等の記載が和暦のみ又は和暦と西暦併記の場合は和暦で記載し、西暦のみの場合は西暦で記載する。

現住所の「丁目」「丁」「番」「号」又は「番地」等の表記は、指導要録抄本等の記載にかかわらず、ハイフン表示としてもよい。

現住所欄の破線は一行に一住所の記入を想定したものである。

### 4 保護者等の名前及び現住所

- |  |
|--|
| <p>(1) 「名前」の欄には、生徒に対して親権を行う者を、親権を行う者のいないときは、後見人を記入する。</p> <p>(2) 「現住所」については、生徒の現住所と同一の場合には、「生徒の欄に同じ」と略記する。</p> |
|--|

保護者等の欄には保護者の名前及び現住所を記入する。保護者とは、生徒に対して親権を行う者、親権を行う者のいないときは後見人をいう。（学校教育法第16条）

一般に親権者という場合、父と母であるので、この欄には、指導要録抄本等に記載されている父あるいは母のいずれか一方を記入する。

なお、生徒が入学（転入学等を含む）時に成年に達している場合には、この欄は記入を要しない。また、生徒が在学中に成年に達した場合であっても、この欄の記載を削除する必要はない。



## 5 入学前の経歴

高等学校に入学するまでの教育関係の略歴（在籍していた中学校又は特別支援学校中学部の学校名及び卒業時期等）を記入する。例えば、「令和〇〇年3月〇〇立〇〇中学校卒業」と記入する。なお、外国において受けた教育の実情なども記入すること。

この欄には、高等学校への入学資格となる教育関係の略歴を記入することを原則とする。（学校教育法第57条、学校教育法施行規則第95条参照）

## 6 入学・編入学

### (1) 入学

入学年月日は、校長が入学を許可した年月日を記入する。この場合には、「第1学年編入学」（単位制による課程にあっては「編入学」）の文字を削除する。

### (2) 編入学

高等専門学校、在外教育施設や外国にある学校等から編入学した場合、過去に高等学校等に在学していた者等が編入学した場合について、その年月日、学年等を記入する。なお、この場合には、「第1学年入学」の文字を削除すること。

また、単位制による課程の場合においては、「入学」の文字を削除するとともに、当該生徒に係る校長が定めた在学すべき期間を記入する。

ここでいう入学とは、生徒が高等学校の第1学年の学年当初に就学することをいう。他の高等学校に入学した者が第1学年の中途に入学した場合には、この欄に記入しないで「転入学」の欄に記入する。

入学年月日は、校長が生徒の入学を許可した年月日であるが、全日制の課程、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部並びに昼夜間単位制にあっては、原則として4月1日とする。定時制の課程にあっては、入学式を行った日を入学許可日とし、特別の事情により新学年開始後に入学を許可した場合には、実際に入学を許可した年月日を記入する。

編入学は、入学や他の高等学校からの転入学と異なり、例えば、高等専門学校から高等学校の相当学年に入る場合、外国の学校に在学していた者が帰国して高等学校の相当学年に入る場合又は過去に高等学校を退学した者が再び高等学校の相当学年に入る場合をいう。

## 7 転入学

## 8 転学・退学

他の高等学校から転入学してきた生徒について、転入学年月日、転入学年、前に在学していた学校名、所在地、課程等、学科名等を記入する。また、単位制による課程の場合においては、当該生徒に係る校長が定めた在学すべき期間を記入する。

同じ高等学校において、異なる課程から転籍した場合も、転入学の場合に準じて記入する。

他の高等学校に転学する場合には、転学先の学校が受け入れた日の前日に当たる年月日、転学先の学校名、所在地、課程等、学科名、転入学年等を記入する。また、学校を去った年月日についても併記する。退学する場合には、校長が退学を認め、又は命じた年月日等を記入する。

同じ高等学校において、異なる課程に転籍する場合も、転学の場合に準じて記入する。

転入学とは他の高等学校から当該高等学校に転じて入学してくる場合をいい、転学は当該高等学校から他の高等学校に転校する場合をいう。当該高等学校から高等専門学校等校種の異なる学校へ移る場合は転学ではなく退学となる。

転入学、転学はいずれも両高等学校間の在籍に中断がないという考え方をとっているので、転入学を許可された年月日の前日を転学の年月日とする。したがって、転学のために生徒が学校を去った場合にも、受入れ先の学校が転入学を許可していない場合には、その生徒の籍はもとの学校においておかなければならない。「学校を去った年月日」とは、転学のために学校を去った年月日であり、原則として、転学前に最後に登校した年月日を「学校を去った年月日 令和〇年〇月〇日」と記入する。ただし、その日が転学先の学校に転入学を許可された年月日の前日にあたる場合は、記入を要しない。

なお、転学のために要する旅行日は「出席停止・忌引等の日数」の中に算入し、欠席とはみなされない日とする。

入学料未納による入学許可の取消しについて、指導要録では退学として扱う。この場合、「令和〇年〇月〇日 退学（入学料未納による入学許可の取消し）」と記入する。

## 9 留学等

留学又は休学について校長が許可した期間を記入する。留学の場合は、留学先の学校名、学年及び所在国名を記入する。

「留学」とは、学校教育法施行規則第93条第1項及び「大阪府立高等学校編入学、転入学、留学、海外からの留学生の受入れ並びに休学及び復学取扱要領」により校長が認めた留学をいう。

留学又は休学のいずれについてもその旨を期間の右に記入する。休学による留学の場合も、留学先の学校名、学年及び所在国名を記入する。

また、生徒が原級留置になった場合、この欄に、その旨と学年を記入する。

## 10 卒業

校長が卒業を認定した年月日を記入する。

校長が高等学校の全課程の修了を認定した年月日を記入する。この年月日は、卒業証書に記載されている年月日と同一である。

## 11 卒業後の進路

卒業後の進路状況について記入する。

卒業後の進路状況について記入するが、学校名や事業所名等は具体的に記入しなくてもよい。なお、卒業時に進路が決まっていない場合には、その旨を記入する。

## 12 各教科・科目等の修得単位数の記録

### (1) 各教科・科目の配列

各教科・科目の配列は、平成30年3月告示の高等学校学習指導要領に示された順序による。

### (2) 修得単位数の計

修得した各教科・科目等ごとに修得単位数の計を記入する。

編入学又は転入学した生徒について、以前に在学していた学校において修得した単位を卒業に必要な単位として校長が認める場合には、その修得単位数を各教科・科目等の修得単位数として記入する。なお、以前に在学していた学校における修得単位数等に関する証明書等の資料については、在学している学校の学籍に関する記録に添付すること。

留学に関して、校長が認定した修得単位数は、それを記入する欄等に適切に記入する。

「通級による指導」の単位認定を行った場合には、「総合的な探究の時間」の欄の次に「自立活動」の欄を設けて修得単位数の計を記入する。

各教科・科目の配列は、総合学科等にあっても、系列等ごとに区分して配列するのではなく、平成30年3月告示の高等学校学習指導要領に示された順序によることとする。

また、この欄は、生徒が卒業、転学又は退学した時点で、その修得した各教科・科目等について修得単位数を記入する。

単位の修得が認定されなかった各教科・科目等については空白とする。

なお、転学又は退学した生徒については、単位の修得は認定されていないが、履修が認定された各教科・科目等については、「0」を記入する。

定時制の課程において、定通併修の場合は、同一の科目の修得単位数は合算して記入する。

留学していない生徒については、留学の修得単位数の欄に「0」を記入する。

## ○ 指導に関する記録

### 1 出欠の記録（全日制の課程及び定時制の課程）

以下の事項を記入する。

#### (1) 授業日数

生徒の属する学科及び学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めない。

ただし、転学又は退学した生徒については、転学のため学校を去った日又は退学をした日までの授業日数を記入し、編入学又は転入学をした生徒については、編入学又は転入学をした日以後の授業日数を記入すること。また、転籍の生徒についても上記に準じて記入すること。

なお、単位制による課程の場合においては、授業日数については、当該生徒の履修計画にしたがって年度間の出校すべき総日数を記入すること。

この欄には、当該生徒の属する学科及び学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。

授業日とは、法令及び高等学校学習指導要領の示すところに従い、学校において編成した教育課程を実施する日をいう。したがって、授業日の中に、特別活動として実施する遠

足や文化祭、体育祭を行う日も含まれることはいうまでもない。夏季休業日中などに設けられている登校日や臨海学校等については、これが全校生徒又は特定の学年、学科の全生徒の参加を原則として、しかも教育課程の一環として指導する場合には授業日と考えることができる。

しかし、生徒の自由参加を原則とする行事や、一部の生徒を対象として部活動を行うような場合など、教育課程外の教育活動として実施するものは、授業日とはみなされない。

また、学校教育法施行規則第63条（第104条第1項にて高等学校に準用、非常変災による臨時休業）及び学校保健安全法第20条（感染症予防のための臨時休業）の規定により、当該生徒の属する学科及び学年につき休業した日は授業日に含まれない。

授業日数は転学した生徒等を除いて同一の学科及び学年の生徒については、原則として同一日数となる。転学した生徒等の授業日数は次のとおりである。

- ① 転学又は退学した生徒については、転学のため学校を去った日又は退学をした日までの授業日数
- ② 転入学又は編入学若しくは定時制の課程で学年の中途に入学した生徒については、転入学又は編入学若しくは入学以後の授業日数
- ③ 他の課程に転籍した生徒又は他の課程から転籍してきた生徒については、それぞれ①、②に準じた授業日数

(2) 出席停止・忌引等の日数

以下の日数を合算して記入する。

- ア 学校教育法第11条による懲戒のうち停学の日数、学校保健安全法第19条による出席停止の日数並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数
- イ 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数
- ウ 忌引日数
- エ 非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
- オ 選抜のための学力検査の受験その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

出席停止・忌引等の日数は、学校の授業日に当該生徒にとっては出席しなくてもよい日又は欠席とはみなされない日として考えられるものであり、各生徒によって異なるものである。

この欄に記入する日数としては次のような場合が含まれる。

① 学校教育法第11条による懲戒のうち停学の日数

○学校教育法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

② 学校保健安全法第19条による出席停止の日数並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数

○学校保健安全法第19条

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

○学校保健安全法施行令第6条

校長は、法第19条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあってはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあっては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。

2 出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、文部科学省令で定める基準による。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条

都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者に対し特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。（略）

○同法律第20条

都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者であって前条の規定により入院しているものに対し10日以内の期間を定めて特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該入院に係る患者を入院させるべきことを勧告することができる。（略）

○同法律第26条

第19条から第23条まで、第24条の2及び前条の規定は、二類感染症の患者について準用する。（略）

○同法律第46条

都道府県知事は、新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新感染症の所見がある者に対し10日以内の期間を定めて特定感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該新感染症の所見がある者を入院させるべきことを勧告することができる。（略）

③ 学校保健安全法第20条による学年の一部の臨時休業の日数

この日数は、同法第20条により当該生徒の属する学校及び学年を臨時休業にした場合（授業日数として算入されない）を除き、一部の生徒に対して臨時休業を行ういわゆる学級閉鎖等の日数をいう。

○学校保健安全法第20条

学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

④ 忌引の日数

忌引の日数には、特に基準があるわけではないが、各学校において「府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」等を参考にして適切に定めることが望ましい。

⑤ 非常変災又は保健管理上などで校長が出席しなくてもよいと認める日数

この日数は、非常変災により交通が途絶して登校不能となった場合や、感染症の流行等で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数をいう。

⑥ 選抜のための学力検査の受験その他教育上特に必要な場合で、校長の裁量により、出席しなくてもよいと認めた日数。

この日数は、就職や進学のための受験のため出席しなかったような場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数をいう。

従前、学校においては、このような場合を「公欠」として扱い、出席したものとみなすという方法で処理する例がみられたが、この場合も学校の行う教育活動に参加していないのであるから、出席とみなすのではなく、必要に応じて出席しなくてもよい日として認めることのほうが適当である。

なお、出席停止・忌引等により授業に出席できなかったために、当該生徒の学習に遅れを生ずる場合もあるので、その事前・事後において適切に指導することが大切である。

(3) 留学中の授業日数

校長が許可した留学期間における、在籍する府立高等学校の授業日数を記入する。

(4) 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数及び留学中の授業日数を差し引いた日数を記入する。

(5) 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で生徒が欠席した日数を記入する。

病気又はその他の事故により欠席した日数及び休学により欠席した日数を計算して記入する。休学による欠席も欠席日数に含めて計算する。

(6) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。

なお、学校の教育活動の一環として生徒が体育や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。

平成21年3月12日付け20文科初第1346号「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」により、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、以下の要件を満たすとともに、当該施設への通所又は入所が、不登校生徒の将来的な社会的自立を助ける上で有効・適切であると判断される場合に、当該生徒の在籍校の校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

- ① 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② 当該施設は、教育委員会等が設置する適応指導教室等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよ

いこと。

ただし、民間施設における相談・指導が個々の生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする  
こと。

③ 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。

なお、指導要録上出席扱いとした場合、指導要録においては、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入すること。

また、この指導要録上の出席扱いは、科目の履修の認定に当たって考慮される授業への出席とは異なるものであり、科目の履修の認定に当たっては、在籍校における履修要件に照らして適切に行うよう留意すること。

平成27年7月31日付け27文科初第335号「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」により、一時保護が行われている生徒が児童相談所の一時保護所において相談・指導を受ける場合であって、当該生徒の自立を支援する上で当該相談・指導が有効・適切であると判断され、かつ、以下の要件を満たすときには校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

① 当該施設と学校との間において、生徒の生活指導や学習指導に関し、十分な連携・協力が保たれていること。

② 「児童相談所の一時保護所の学習環境が出席扱いを認めることができるかを判断する際の目安」を参考としつつ、当該施設において、生徒の状況に適した学習環境が整えられているなど、適切な相談・指導が行われていることが確認できること。

なお、指導要録上出席扱いとした場合、指導要録においては、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び当該施設において学習活動を行ったことを記入すること。

一時保護所以外の施設で一時保護が行われている生徒についても、一定の要件を満たすときには指導要録上出席扱いとすることができる。

ただし、一時保護等が行われている生徒が、上記の学習を行っていない場合は、「出席停止・忌引等の日数」に含める扱いとすることが適当である。

#### (7) 備考

出欠に関する特記事項等を記入する。

この欄には、次の事項などの記入が考えられる。

① 「出席停止・忌引等の日数」に関する特記すべき事項

出席停止や忌引等の内訳や理由等を記入しておく。

② 欠席理由の主なもの

休学した生徒については、通常の欠席と休学による欠席の内訳を記入する。

③ 遅刻、早退等の状況

④ 転入学した生徒について、前に在学していた学校における出欠の概要

⑤ 不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受けたことを出席扱いとした場合に関する事項

出席扱いとした日数の内訳及び生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入する。

(8) その他

ア 上記日数について、該当すべき日数がない場合は、空白とせずに「0」と記入する。

イ 最終学年において留学し、その学年の3月31日を越えて留学した生徒の翌学年の出欠の記録については、第4学年（ただし、単位制による課程にあっては、次の年次）の欄を使用する。なお、その欄の「授業日数」欄には、当該生徒の最終学年の翌学年における卒業の日までの、在籍する府立高等学校の授業日数を記入すること。

## 2 出校の記録（通信制の課程）

通信制の課程においては、以下の事項を記入する。

(1) 出校日数

実際に生徒が出校した年度間の総日数を記入する。この日数には、生徒が面接指導等のために、協力校、その他学校が定めた場所に出校した日数を含むものとする。ただし、転学又は退学した生徒については、転学のため学校を去った日又は退学をした日までの出校日数を記入し、編入学又は転入学をした生徒については、編入学又は転入学をした日からその年度の終わりまでの出校日数を記入する。

なお、転籍の生徒についても上記に準じて記入すること。

(2) 備考

出校の状況に関する特記事項のほか、ラジオ・テレビ放送その他の多様なメディアの利用により、各教科・科目又は特別活動についての面接指導時間数の一部が免除された結果として出校する必要のなくなった日数等を記入する。

## 3 総合的な探究の時間の記録

(1) 観点

平成30年3月告示の高等学校学習指導要領等に示す総合的な探究の時間の目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて、例えば、「主体的に学習に取り組む態度」については、「自己と他者の良さを生かし、主体的に社会をよりよくしようとする態度」などのように、3つの観点をそれぞれ設定する。その際、平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」の別紙5（p43～p50 参照）を参考にする。

(2) 学習活動

総合的な探究の時間において行った学習活動を文章で記述する。

(3) 評価

評価の観点を踏まえて、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入するなど、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。

なお、(2)(3)については、実際の活動状況に相応したものとなるよう、学年ごとに区切って記載するなど、工夫を行うこと。



#### 4 特別活動の記録

##### (1) 観点

平成30年3月告示の高等学校学習指導要領等に示す特別活動の目標を踏まえ、各学校において、特別活動の特質や学校として重点化した具体的な内容に基づき、例えば、「主体的に学習に取り組む態度」については、「主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度」などのように、3つの観点をそれぞれ設定する。その際、平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」の別紙5（p43～p50 参照）を参考にする。なお、記入に当たっては、特別活動の学習が学校やホームルームにおける集団活動や生活を対象に行われるという特質に留意すること。

##### (2) 評価

各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、「学年」又は「年度」の欄に○印を記入する。

#### 5 総合所見及び指導上参考となる諸事項

生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、以下の事項等を文章で箇条書き等により端的に記述する。

記入に際しては、生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることが基本となるよう留意することが望まれる。なお、個性を生かす観点やプライバシー保護の観点から、記録する内容に配慮すること。

##### (1) 学習及び行動における所見

各教科・科目や総合的な探究の時間の学習に関する所見、特別活動に関する事実及び所見、行動に関する所見、生徒の成長の状況にかかわる総合的な所見を記入する。

##### (2) 趣味・特技、部活動、資格等

生徒の趣味・特技、部活動、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、取得資格、表彰を受けた行為や活動など指導上参考となる諸事項を記入する。

##### (3) 進路希望

大学進学希望、就職希望など、進路希望に関する事項を記入する。

##### (4) その他

上記(1)～(3)に該当しない事項を記入する。なお、生徒が就職している場合、その旨記入すること。

いずれの項目においても、客観的な記述に努めるとともに、生徒の長所を取り上げることが基本とするよう留意する。

「その他」の欄には、他に該当する欄のない事項について記入する。例えば、留学、休学、原級留置等が考えられるが、各学校でこの欄の利用について工夫する必要がある。

文章表記による評価を行う科目や評定無記載の科目（技能審査の成果や高大連携による学修に対する単位認定、工科高校におけるガイダンスにかかる科目）がある場合については、本欄に当該科目名を示したうえで、文章による評価や評定無記載の理由について記載する。

教育上特別な支援を必要とする生徒については、必要に応じ、効果があったと考えられ

る指導方法や配慮事項を端的に記入する。また、「通級による指導」を受けている生徒については、通級による指導の単位数又は授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を端的に記入する。なお、個別の指導計画において上記にかかわる記載がなされている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能である。

## 6 各教科・科目等の学習の記録

観点別学習状況、評定及び修得単位数について記入する。

### (1) 各教科・科目の配列

各教科・科目の配列は、平成30年3月告示の高等学校学習指導要領に示された順序による。

各教科・科目の配列は、総合学科等にあっても、系列等ごとに区分して配列するのではなく、平成30年3月告示の高等学校学習指導要領に示された順序によることとする。

### (2) 観点別学習状況

観点別学習状況については、平成30年3月告示の高等学校学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき、各学校が生徒や地域の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し記入する。記入の順序は、左から「知識・技能」（職業に関する各教科については「知識・技術）」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」とする。その際、「十分満足できる」状況と判断されるものをA、「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB、「努力を要する」状況と判断されるものをCのように区別して評価を記入する。

### (3) 評定

ア 評定については、平成30年3月告示の高等学校学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき、各学校が生徒や地域の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らし、その実現状況を総括的に評価して、「十分満足できるものうち、特に程度が高い」状況と判断されるものを5、「十分満足できる」状況と判断されるものを4、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを3、「努力を要する」状況と判断されるものを2、「努力を要すると判断されるものうち、特に程度が低い」状況と判断されるものを1のように区別して評価を記入する。

イ 評定は各教科・科目の学習の状況を総括的に評価するものであり、「(2) 観点別学習状況」において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科・科目の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する。その際、評定の適切な決定方法等については、各学校において定める。

ウ 学校設定教科に関する科目のうち当該教科・科目の目標や内容等から数値的な評価になじまないものについては、観点別学習状況の評価や評定は行わず、学習の状況や成果などを踏まえて、総合所見及び指導上参考となる諸事項に所見等を端的に記述するなど、評価の在り方等について工夫する。

高等学校学習指導要領の趣旨に鑑み、各教科・科目の履修と修得とは区別して考える必

要がある。各教科・科目の評定については、修得にかかわって行われるものであるから、まず履修がなされていなければならない。履修が認定されない場合は、「観点別学習状況」の欄及び「評定」の欄に「－」を記入する。

また、定時制の課程において、定通併修（同一学年・同一科目）の場合は、「観点別学習状況」の欄及び「評定」の欄に通信制高校からの観点別学習状況の評価及び評定を十分考慮のうえ、在籍校の観点別学習状況の評価及び評定を記入する。なお、「修得単位数」の欄には通信制高校と在籍校の単位数を合計したものを記入し、「備考」の欄に通信制高校の単位数を記入する。

学校設定教科に関する科目の評価を文章表記により行う場合は、事前に高等学校課教務グループと協議する。

(4) 各教科・科目等の修得単位数

各教科・科目等について、修得を認定した単位数を記入する。評定が1のときは、単位の修得を認めない取扱いとし、「修得単位数」の欄に「0」と記入する。

この欄には、履修したうえで、修得が認定された場合はそれぞれの科目の単位数を記入し、認定されなかった場合は「0」と記入する。

履修が認定されない場合は、「－」を記入する。

(5) 総合的な探究の時間の修得単位数

総合的な探究の時間における学習活動について、修得を認定した単位数を記入する。

(6) 留学による修得単位数

留学した生徒の外国の学校における学習の成果をもとに、校長が単位の修得を認定した場合は、その単位数を記入する。その単位数は、当該高等学校の当該学年に在学する生徒が1年間に修得できる標準的な単位数とする。この場合、当該外国の学校の教育課程を逐一、学習指導要領や在籍する府立高等学校の教育課程と比較し、これらの教科・科目に置き換えて評価する必要はない。なお、外国の高等学校の発行する成績や在籍、科目履修に関する証明書等の資料を学籍に関する記録に添付すること。

留学して単位認定されたものはその単位数を、留学していない生徒については「0」と記入する。

(7) 他の学校において履修した場合の履修の取扱い等

校長が以下のような単位の認定を行った場合等は、履修上の特記事項として、「備考」の欄に記入する。

ア 高等学校学習指導要領第1章第2款3(2)イ(イ)に基づき、主として専門学科において開設される各教科・科目の履修により必修教科・科目の一部又は全部に代えることを認める場合

イ 学校教育法施行規則第97条に基づき、他の高等学校等において修得した一部の科目の単位について、生徒の在学する高等学校における全課程の修了を認め

るに必要な単位数に加えることを認める場合

ウ 同規則第98条に基づき、大学等における学修、知識及び技能に関する審査に係る学修、ボランティア活動その他の継続的に行われる活動に係る学修等について、生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与える場合

エ 同規則第100条に基づき、高等学校卒業程度認定試験規則の定めるところにより合格点を得た試験科目に係る学修及び高等学校の別科における学修で高等学校学習指導要領の定めるところに準じて、修得した科目に係る学修について、生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与える場合

オ 高等学校通信教育規程第12条第1項に基づき、通信制の課程の生徒について、その在学する高等学校の定時制の課程又は他の高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目の単位を修得したときに、それを生徒の在学する通信制の課程の全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることを認める場合（同第2項による場合も同様とする。）

専門教育を主とする学科において専門教育に関する各教科・科目の履修により必履修教科・科目の代替とする場合や、専門教育を主とする学科において各教科に共通する教科・科目の単位を専門教育に関する教科・科目の単位数に含める場合のほか、高等学校卒業程度認定試験等の単位を認定した場合は、その旨を記入する。

○農業に関する学科において、「情報Ⅰ」を「農業と情報」により代替した場合

- ・ 「情報Ⅰ」の欄を設け、観点別学習状況の評価、評定及び修得単位数は空白とし、「備考」の欄に「農業と情報により2単位代替」等と記入する。「農業と情報」の欄に観点別学習状況の評価、評定及び修得単位数を記入する。

○工業に関する学科において、「工芸Ⅱ」を「工業」の専門科目の履修として認定した場合

- ・ 「工芸Ⅱ」の欄に観点別学習状況の評価、評定及び修得単位数を記入し、「備考」の欄に「工業の単位として2単位認定」等と記入する。

○技能審査の成果を対応する教科・科目の増加単位として認定する場合

- ・ 相当する科目の「備考」の欄に「情報技術検定1級取得により増加単位2単位認定」等と記入する。あるいは、「技能審査により増加単位2単位認定」等と記入し、資格名等を「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の「その他」の欄に記入する。〔修得単位数には、増加単位数分を加えたものを記入する。〕

○高等学校卒業程度認定試験合格科目について、それに相当する教科・科目の全部の単位として認定した場合

- ・ 相当する科目の「備考」の欄に「高等学校卒業程度認定試験合格により2単位認定」等と記入する。〔観点別学習状況の評価及び評定は記入せず、修得単位数の欄に2を記入する。〕

なお、学校教育法第55条及び技能教育施設の指定等に関する規則による技能教育施設における履修、及び学校間連携による履修に基づく科目の場合は、その観点別学習状況の評価を「観点別学習状況」の欄に、評定を「評定」の欄に、単位数を「修得単位数」の欄に記入すること。増加単位として扱う場合は、連携先からの観点別

学習状況の評価及び評定を十分考慮のうえ、在籍校の「観点別学習状況」の欄及び「評定」の欄に観点別学習状況の評価及び評定を記入する。「修得単位数」の欄には連携先と在籍校の単位数を合計したものを記入し、「備考」の欄又は「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の「その他」の欄に連携先の名称と連携先の単位数等を記入する。技能教育施設が評定をつけない場合の扱いは、高等学校卒業程度認定試験等に準じる。

## 7 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録—別記

全日制及び定時制の課程において、非常時に臨時休業又は出席停止等（非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合を含む。）によりやむを得ず学校に登校できない生徒について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について作成する。

- ・同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
  - ・課題の配信・提出、教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）
- 別記の記入にあたっては、次のことに留意する。

### (1) 生徒に登校できない事由

感染症や災害の発生等の生徒がやむを得ず学校に登校できなかった事由を記入する。

### (2) オンラインを活用した特例の授業

#### ア 実施日数

オンラインを活用した特例の授業の実施日数を記入する。

#### イ 参加日数

オンラインを活用した特例の授業への参加日数を記入する。学校の臨時休業中のオンラインを活用した特例の授業を実施している日に、家庭の事情等により学校に登校して参加する生徒についても、オンラインを活用した特例の授業への参加日数として記入する。

#### ウ 実施方法等

オンラインを活用した特例の授業の実施方法等について、「同時双方向型のオンラインを活用した学習指導」又は「その他のオンラインを活用した学習指導」のいずれかを記入する。

非常時とは、学校保健安全法第19条による出席停止や第20条による臨時休業の対象となっている感染症の予防のため又は学校教育法施行規則第63条（第104条第1項にて高等学校に準用）に規定する非常変災その他急迫の事情によるものをいう。

「実施方法等」の欄について「課題の配信・提出、教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導」を実施した場合は、「その他のオンラインを活用した学習指導」を記入する。

なお、別記は「オンラインを活用した特例の授業」を実施したと校長が認めた場合のみ作成するものであり、実施していない場合は作成を要しない。また、一部の生徒にのみ「オンラインを活用した特例の授業」を実施した場合は、当該生徒のみ別記を作成すればよい。その際、別記を作成した生徒の一覧表等を作成し、指導要録の管理を適切に行うこと。

大阪府立高等学校生徒指導要録解説  
「Ⅲ 取扱い上の注意」について

取扱いについての全般的な注意事項

指導要録の原本は、これを作成した学校において保存し、抄本又は原本の写しを進学先又は転学先の学校に送付する、いわゆる原本保存主義をとる点は従前どおりである。

指導要録の作成、送付及び保存等については、次の事項に留意する。あわせて、指導要録の作成及び管理については、「Ⅳ 校務処理システムによる作成及び管理等」の項目も参照すること。

1 進学の場合

- (1) 校長は、生徒が進学した場合においては、その作成に係る当該生徒の指導要録（以下「原本」という。）の抄本又は原本の写しを作成し、これを進学先に送付する。（学校教育法施行規則第24条第2項参照）
- (2) (1)において抄本を作成し送付する場合、その記載事項は、おおむね以下の事項を含むものとする。
- ア 学校名、所在地、課程名及び学科名等
  - イ 生徒の名前、性別、生年月日及び現住所
  - ウ 卒業年月日
  - エ 各教科・科目の学習の記録
  - オ 総合所見及び指導上参考となる諸事項

生徒が大学等に進学した場合には、校長は指導要録に基づいて抄本又は原本の写しを作成し、これを進学先の学校の校長に送付しなければならないことになっている。

今回、指導要録の抄本の様式は示していないが、抄本を作成するに当たっては、「取扱い上の注意」の1の(2)をもとにする。転入学してきた生徒については、転入学に際し、転入学前に在籍していた学校から送付された指導要録の写しと当該学校が作成した指導要録とに基づき抄本を作成する。

2 編入学の場合

校長は、生徒が編入学した場合においては、編入学年月日以後の指導要録を作成する。

3 転入学の場合

校長は、生徒が他の高等学校から転入学した場合においては、当該生徒が転入学した旨及びその期日を、速やかに、前に在学していた学校の校長に連絡し、当該生徒の指導要録の写しの送付を受ける。

なお、この場合、校長は、新たに当該生徒の指導要録を作成すべきであって、送付を受けた写しに連続して記入してはならない。

編入学又は転入学した生徒については、当該校において新たに指導要録を作成し、編入学又は転入学をした日以後の記録を記載する。

ただし、以前に在学していた学校において修得した単位を卒業に必要な単位として校長

が認める場合には、その修得単位数を指導要録Ⅰ（学籍に関する記録）の「各教科・科目等の修得単位数の記録」の欄にのみ記入すること。

以前に在学していた学校における修得単位数等に関する証明書等の資料については、在学している学校の指導要録Ⅰ（学籍に関する記録）に添付する。

#### 4 転学の場合

校長は、他の高等学校に生徒が転学した場合においては、原本の写しを作成し、それを転学先の校長に送付する。転入学した生徒が更に転学した場合においては、原本の写しのほか、転入学前に在籍していた学校から送付を受けた写しも転学先の校長に送付する。これらの場合、中学校から送付を受けた抄本又は写しも転学先の校長に送付する。（学校教育法施行規則第24条第3項参照）

#### 5 転籍の場合

同じ高等学校において異なる課程に転籍した場合においては、転籍した日以後の指導要録を作成する。

#### 6 原級留置の場合（単位制による課程を除く。）

校長は、生徒が原級に留め置かれた場合には、その学年から新たに指導要録を作成し、原級留置前の指導要録とあわせて用いる。

病気による長期欠席などの理由によって学年の課程の修了を認定できず、原級留置になった生徒について、原級留置をしたとき以後の指導要録を新たに作成する。この場合、指導要録のⅠ（学籍に関する記録）及びⅡ（指導に関する記録）の双方とも新たに作成するが、指導要録のⅠについては、本人の名前等必要最小限の記入を行えばよい。

新たに作成した指導要録Ⅰ（学籍に関する記録）の「各教科・科目等の修得単位数の記録」には原級留置の以前と以後を問わず修得した単位数を記入する。ただし、同一の科目がある場合は、有効な方を記入する。

新たに作成した指導要録Ⅱ（指導に関する記録）の「各教科・科目等の学習の記録」には原級留置以後の観点別学習状況の評価、評定及び修得単位数について記入する。

なお、指導要録の新しい様式は、令和4年度以降に入学した生徒から使用するものであり、原級留置になった生徒のうち、令和3年度以前に入学した生徒については、原則として旧の様式を用いること。

#### 7 留学の場合（単位制による課程を除く。）

- (1) 学年をまたがって留学する場合、年度が変わる際に一時的に別綴じ（留学のファイルをつくる。）にして保管し、留学を終了した時点で新しいホームルームの綴りに綴じ込む。
- (2) 留学中の単位の修得を認定しなかった場合は、生徒は留学当初の学年に戻ることになるので、原級留置の場合に準じて新たに指導要録を作成する。また、途中帰国の生徒について進級・卒業の認定をしなかった場合も、同様の取扱いとする。

## 8 退学の場合

校長は、生徒が外国の学校に入るために退学した場合においては、当該学校が文部科学大臣認定の在外教育施設であれば、上記1及び2に準じて指導要録の抄本又は写しを送付するものとし、それ以外の学校であれば、求めに応じて適切に対応する。

## 9 学校統合・学校新設等の場合

学校名及び所在地の変更として取り扱うか、上記2及び3に準じて取り扱うかは実情に応じて処理する。

## 10 保存期間

- (1) 原本は当該生徒の卒業又は転学した日以後、転入学の際送付を受けた写しは当該生徒の卒業の日以後、指導要録のⅠ（学籍に関する記録）については20年間、Ⅱ（指導に関する記録）については別記がある場合は別記を含め5年間保存する。（学校教育法施行規則第28条第2項参照）
- (2) 中学校から送付を受けた抄本又は写しは、生徒の当該学校に在学する期間保存する。
- (3) 退学の場合、当該生徒の原本及び転入学の際送付を受けた写しは、別に整理し、校長が退学を認め又は命じた日以後、指導要録のⅠ（学籍に関する記録）については20年間、Ⅱ（指導に関する記録）については別記がある場合は別記を含め5年間保存する。

指導要録の保存とは、文書の完結の翌年度の4月1日から、Ⅰ（学籍に関する記録）及びⅡ（指導に関する記録）をそれぞれ管理する必要のなくなる日までの期間管理することをいう。

## 11 その他

- (1) 当該生徒の卒業、転学又は退学後、指導要録のⅠ（学籍に関する記録）とⅡ（指導に関する記録）を分離し、その保存を厳重にするとともに取扱いについて十分注意する。

当該生徒の卒業、転学又は退学後は、指導要録をⅠ（学籍に関する記録）とⅡ（指導に関する記録）に分け、Ⅰ、Ⅱそれぞれを別綴りとして保存する。

なお、転入学した生徒について、前に在学していた学校から送付された指導要録の写しは、新しく作成した指導要録とともに保存すること。

また、保存満了年月を指導要録の簿冊の背表紙に記載し、適切に管理するとともに保存期間終了後は、大阪府個人情報保護条例に基づき原則として廃棄する。廃棄にあたっては、必ず複数名で保存期間が満了していることを確認する。



(2) 調査書、証明書等は、本人又はその保護者の要請に基づき作成するものであるが、証明する事項は文部科学省の定める大学入学者選抜実施要項に規定されている調査書又は教育長が使用することと定める就職用調査書の範囲内とする。その場合にも単に指導要録の記載事項をそのまま転記することは必ずしも適当でないこともあるので十分注意するとともに、その使途や本人に対する教育的な配慮などを勘案して慎重に取り扱う。

調査書や証明書等を発行する場合には、上記の趣旨を踏まえ、例えば校内において調査書等を作成するための委員会を設けるなどして、調査書等の記載内容を適切なものにするよう工夫する必要がある。

なお、調査書等の発行の手続きについては、校長が決裁すべき事項とすること。

(3) 本人やその保護者の要請に基づかない外部からの問合せについては、法令の根拠がある場合を除き、一切回答しない。

なお、法令に基づく照会等があった場合においても、個々の事案ごとに公益性が認められ、本人の権利、利益を不当に侵害するおそれがないと判断される場合に限り、回答することが可能である。回答する場合には、相手先とその必要性等について十分協議するとともに、本人の人権を守る観点から公正・客観的事実に基づいて、慎重に対応する。

照会については、原則として照会書の提出を求め、照会書及び回答等の写しは保管する。

通常の場合、保存中の指導要録Ⅱの閲覧が必要になるのは、調査書や成績証明書等を発行する場合であると考えられるが、調査書、証明書等の発行は、本人又はその保護者の要請のある場合に限ることとし、それ以外の外部からの問合せについては、法令の根拠がある場合を除き、一切回答しない。

少年法第16条第2項により家庭裁判所から、又は刑事訴訟法第197条第2項により検察庁等から照会のあった場合にも、照会の内容・事由等を吟味し、本人が不利にならないよう配慮して必要最小限度の回答を行う。

ア 民事訴訟法第220条

次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。

1 (略)

2 挙証者が文書の所持者に対しその引渡し又は閲覧を求めるとき。

3～4 (略)

イ 少年法第16条

2 家庭裁判所は、その職務を行うについて、公務所、公私の団体、学校、病院その他に対して、必要な協力を求めることができる。

ウ 刑事訴訟法第197条

2 捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

エ 弁護士法第23条の2

1 弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所または公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があった場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないとき

は、これを拒絶することができる。

2 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

「ア」「イ」「エ」については、文書による照会と考えられる。

「ウ」については、文書によらない場合もあるが、その際には以下による。

- ・警察手帳等で相手を確認すること。
- ・電話等による照会については、回答しないこと。
- ・捜査目的や照会の内容を聞き取ること。
- ・照会書については後日であっても提出を求めること。

## 大阪府立高等学校生徒指導要録解説 「Ⅳ 校務処理システムによる作成及び管理等」について

### 取扱いについての全般的な注意事項

指導要録の作成にあたっては、「校務処理システム」（以下「システム」という。）を活用することとし、指導要録はすべての様式において、印刷したものを「原本」とする。なお、各様式は、両面又は片面のいずれで作成してもよい。

#### 1 作成について

##### (1) 学籍に関する記録（様式1）－1

- ア 入学及び編転入学時に印刷する。
- イ 追記及び修正は、保管している「原本」に手書きで行う。
- ウ 学年末又は生徒の転学・退学等の際は、記入について責任を有する校長及びホームルーム担任者が押印する。

##### (2) 学籍に関する記録（様式1）－2

卒業及び転退学時に印刷する。

##### (3) 指導に関する記録（様式2）－1から4

- ア 単位の履修及び修得が確定した際に印刷する。  
(各年度末の他、学期ごとに単位認定している場合にはその学期末、追認定による単位修得確定時等)
- イ 転退学時に必要事項を追記し印刷する。
- ウ 追記及び修正は、システムを用いて行い、印刷した紙媒体を新しい「原本」として保管し、それまで保管していた「原本」は廃棄する。

##### (4) 指導に関する記録（様式2）の別記

システムによる作成ができないため、別途送付したエクセルファイルにより作成する。印刷、追記、修正及び保管については(3)に準ずる。

#### ※指導に関する記録（様式2）における追記及び修正の際の留意事項

- ・新しい「原本」と、追記又は修正前の「原本」とは確実に照合を行うこと。
- ・追記又は修正前の「原本」は、新しい「原本」と照合の後に廃棄するが、様式に印刷されている印刷日を確認し、誤って新しい「原本」を廃棄しないよう注意すること。
- ・廃棄する際には、シュレッダー等で破棄するなど、個人情報が出ることのないよう配慮するとともに、「原本」の唯一性・真実性を確保すること。

#### 2 管理について

1のシステム及びエクセルファイルにおいて行う作業のうち、印刷、照合・点検、廃棄に係る作業については「作業記録簿」を作成し、作業日時、従事者、対象生徒、様式・項目、作業内容（印刷、照合・点検、廃棄）等を記録しておく。とりわけ、印刷作業は、校長が指名した者（教務主任など）のみが行うなど、「原本」の唯一性を確保する体制を整える。また、印刷後の照合・点検については、人を代えて複数回行う。その際、コンピュータの画面上ではなく、必ず印刷したものをを用いて行う。

指導要録を持ち出して行う作業については、「帯出簿」を作成し、作業日時、従事者、帯出物、作業内容（追記、修正、押印、差替え、廃棄等）、返却日時等を記録しておく。

返却されたことは責任者が確認し記録する。

【参考例】

作業記録簿 「\*\*年度入学生 作業記録簿」

作業日時	従事者	対象生徒	様式	作業内容	
				内容	項目
R3.9.30	〇〇	2-1◇◇	2-2	印刷	追認定科目等追記後の要録を印刷
R3.9.30	□□・▽▽	2-1◇◇	2-2	照合・点検	追記前と追記後の様式の照合・点検
R3.9.30	〇〇	2-1◇◇	2-2	廃棄	追記前の様式2-2を廃棄
R4.3.30	〇〇	2-3全員	2-2～2-4	印刷	成績判定会議後の要録を印刷
R4.3.30	△△・□□	2-3全員	2-2～2-4	照合・点検	追記前と追記後の様式の照合・点検
R4.3.30	〇〇	2-3全員	2-2～2-4	廃棄	追記前の様式2-2～2-4を廃棄

帯出簿 「\*\*年度入学生 帯出簿」

作業日時	従事者	帯出物	作業内容		返却日時	返却確認者
			内容	項目		
R3.2.10 12:30	〇〇	2-1 指導要録 I	追記	2-1.18 住所変更	R3.2.10 12:50	□□
R4.3.30 13:00	□□・▽▽	2-3 指導要録 II	照合・確認 差替え	追記前と追記後の様式の照合・点検 追記後の様式に差替え	R4.3.30 14:00	□□
R4.3.30 14:00	□□	2-3 指導要録 I	押印	担任印の押印	R4.3.30 15:00	□□

## 各教科等の評価の観点及びその趣旨

## 1-1. 各学科に共通する各教科・科目の学習の記録

教科	観 点	趣 旨
国 語	知識・技能	生涯にわたる社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使っている。
	思考・判断・表現	「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の各領域において、生涯にわたる社会生活における他者との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを広げたり深めたりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	言葉を通じて積極的に他者と関わったり、思いや考えを深めたりしながら、言葉のもつ価値への認識を深めようとしているとともに、言語感覚を磨き、言葉を効果的に使おうとしている。
地 理 歴 史	知識・技能	現代世界の地域的特色と日本及び世界の歴史の展開に関して理解しているとともに、調査や諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめている。
	思考・判断・表現	地理や歴史に関わる事象の意味や意義、特色や相互の関連を、概念などを活用して多面的・多角的に考察したり、社会に見られる課題の解決に向けて構想したり、考察、構想したことを効果的に説明したり、それらを基に議論したりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	地理や歴史に関わる諸事象について、国家及び社会の形成者として、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとしている。
公 民	知識・技能	選択・判断の手掛かりとなる概念や理論、及び倫理、政治、経済などに関わる現代の諸課題について理解しているとともに、諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめている。
	思考・判断・表現	現代の諸課題について、事実を基に概念などを活用して多面的・多角的に考察したり、解決に向けて公正に判断したり、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論している。
	主体的に学習に取り組む態度	国家及び社会の形成者として、よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとしている。

教科	観 点	趣 旨
数 学	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・数学における基本的な概念や原理・法則を体系的に理解している。</li> <li>・事象を数学化したり，数学的に解釈したり，数学的に表現・処理したりする技能を身に付けている。</li> </ul>
	思考・判断・表現	数学を活用して事象を論理的に考察する力，事象の本質や他の事象との関係を認識し統合的・発展的に考察する力，数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・数学のよさを認識し積極的に数学を活用しようとしたり，粘り強く考え数学的論拠に基づいて判断したりしようとしている。</li> <li>・問題解決の過程を振り返って考察を深めたり，評価・改善しようとしたりしている。</li> </ul>
理 科	知識・技能	自然の事物・現象についての概念や原理・法則などを理解しているとともに，科学的に探究するために必要な観察，実験などに関する基本操作や記録などの技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	自然の事物・現象から問題を見だし，見通しをもって観察，実験などを行い，得られた結果を分析して解釈し，表現するなど，科学的に探究している。
	主体的に学習に取り組む態度	自然の事物・現象に主体的に関わり，見通しをもったり振り返ったりするなど，科学的に探究しようとしている。
保 健 体 育	知識・技能	運動の合理的，計画的な実践に関する具体的な事項や生涯にわたって運動を豊かに継続するための理論について理解しているとともに，目的に応じた技能を身に付けている。また，個人及び社会生活における健康・安全について総合的に理解しているとともに，技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	自己や仲間の課題を発見し，合理的，計画的な解決に向けて，課題に応じた運動の取り組み方や目的に応じた運動の組み合わせ方を工夫しているとともに，それらを他者に伝えている。また，個人及び社会生活における健康に関する課題を発見し，その解決を目指して総合的に思考し判断しているとともに，それらを他者に伝えている。
	主体的に学習に取り組む態度	運動の楽しさや喜びを深く味わうことができるよう，運動の合理的，計画的な実践に主体的に取り組もうとしている。また，健康を大切にし，自他の健康の保持増進や回復及び健康な社会づくりについての学習に主体的に取り組もうとしている。

教科	観 点	趣 旨	
芸 術	音 楽	知識・技能	・曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景などとの関わり及び音楽の多様性などについて理解を深めている。 ・創意工夫などを生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付け、歌唱、器楽、創作などで表している。
		思考・判断・表現	音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きを感受しながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考え、どのように表すかについて表現意図をもったり、音楽を評価しながらよさや美しさを味わって聴いたりしている。
		主体的に学習に取り組む態度	音や音楽、音楽文化と豊かに関わり主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。
	美 術	知識・技能	・対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めている。 ・創造的な美術の表現をするために必要な技能を身に付け、意図に応じて表現方法を創意工夫し、表している。
		思考・判断・表現	造形的なよさや美しさ、表現の意図と創造的な工夫、美術の働きなどについて考えるとともに、主題を生成し発想や構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりしている。
		主体的に学習に取り組む態度	美術や美術文化と豊かに関わり主体的に表現及び鑑賞の創造活動に取り組もうとしている。
	工 芸	知識・技能	・対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めている。 ・創造的な工芸の制作をするために必要な技能を身に付け、意図に応じて制作方法を創意工夫し、表している。
		思考・判断・表現	造形的なよさや美しさ、表現の意図と創意工夫、工芸の働きなどについて考えるとともに、思いや願いなどから発想や構想を練ったり、工芸や工芸の伝統と文化に対する見方や感じ方を深めたりしている。
		主体的に学習に取り組む態度	工芸や工芸の伝統と文化と豊かに関わり主体的に表現及び鑑賞の創造活動に取り組もうとしている。
	書 道	知識・技能	・書の表現の方法や形式、書表現の多様性について、書の創造的活動を通して理解を深めている。 ・書の伝統に基づき、作品を効果的・創造的に表現するために必要な技能を身に付け、表している。
		思考・判断・表現	書のよさや美しさを感じ、意図に基づいて創造的に構想し個性豊かに表現を工夫したり、作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え、書的美を味わい深く捉えたりしている。
		主体的に学習に取り組む態度	書の伝統と文化と豊かに関わり主体的に表現及び鑑賞の創造的活動に取り組もうとしている。

教科	観 点	趣 旨
外 国 語	知識・技能	<p>・外国語の音声や語彙, 表現, 文法, 言語の働きなどについて理解を深めている。</p> <p>・外国語についての音声や語彙, 表現, 文法, 言語の働きなどの知識を, 聞くこと, 読むこと, 話すこと, 書くことによる実際のコミュニケーションにおいて, 目的や場面, 状況などに応じて適切に活用できる技能を身に付けている。</p>
	思考・判断・表現	コミュニケーションを行う目的や場面, 状況などに応じて, 日常的な話題や社会的な話題について, 外国語で情報や考えなどの概要や要点, 詳細, 話し手や書き手の意図などを的確に理解したり, これらを活用して適切に表現したり伝え合ったりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	外国語の背景にある文化に対する理解を深め, 聞き手, 読み手, 話し手, 書き手に配慮しながら, 主体的, 自律的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとしている。
家 庭	知識・技能	人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的に捉え, 家族・家庭の意義, 家族・家庭と社会との関わりについて理解を深め, 生活を主体的に営むために必要な家族・家庭, 衣食住, 消費や環境などについて理解しているとともに, それらに係る技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	生涯を見通して, 家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定し, 解決策を構想し, 実践を評価・改善し, 考察したことを根拠に基づいて論理的に表現するなどして課題を解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	様々な人々と協働し, よりよい社会の構築に向けて, 課題の解決に主体的に取り組んだり, 振り返って改善したりして, 地域社会に参画しようとするとともに, 自分や家庭, 地域の生活を創造し, 実践しようとしている。
情 報	知識・技能	情報と情報技術を問題の発見・解決に活用するための知識について理解し, 技能を身に付けているとともに, 情報化の進展する社会の特質及びそのような社会と人間との関わりについて理解している。
	思考・判断・表現	事象を情報とその結び付きの視点から捉え, 問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に用いている。
	主体的に学習に取り組む態度	情報社会との関わりについて考えながら, 問題の発見・解決に向けて主体的に情報と情報技術を活用し, 自ら評価し改善しようとしている。



教科	観 点	趣 旨
理 数	知識・技能	対象とする事象について探究するために必要な知識及び技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	多角的、複合的に事象を捉え、数学や理科などに関する課題を設定して探究し、課題を解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	・様々な事象や課題に向き合い、粘り強く考え行動し、課題の解決や新たな価値の創造に向けて積極的に挑戦しようとしている。 ・探究の過程を振り返って評価・改善しようとしている。

### 1-2. 主として専門学科において開設される各教科・科目の学習の記録

教科	観 点	趣 旨
農 業	知識・技術	農業の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	農業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、農業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
工 業	知識・技術	工業の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	工業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、工業の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
商 業	知識・技術	商業の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	ビジネスに関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、ビジネスの創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
水 産	知識・技術	水産や海洋の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	水産や海洋に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、水産業や海洋関連産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。

教科	観 点	趣 旨
家 庭	知識・技術	生活産業の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	生活産業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
看 護	知識・技術	看護について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	看護に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
情 報	知識・技術	情報の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	情報産業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、情報産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
福 祉	知識・技術	福祉の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	福祉に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、福祉社会の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
理 数	知識・技能	数学及び理科における基本的な概念、原理・法則などについて系統的に理解しているとともに、探究するために必要な知識や技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	多角的、複合的に事象を捉え、数学的、科学的に考察し表現する力などを身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	数学や理科などに関する事象や課題に向き合い、課題の解決や新たな価値の創造に向けて積極的に挑戦しようとしている。

教科	観 点	趣 旨
体 育	知識・技能	運動の主體的、合理的、計画的な実践に関する具体的な事項やスポーツの推進及び発展に寄与するための事項について理解しているとともに、生涯を通じたスポーツの推進及び発展に必要な技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	スポーツの多様な実践と推進及び発展についての自他や社会の課題を発見し、主體的、合理的、計画的な解決に向けて思考し判断しているとともに、それらを他者に伝えている。
	主體的に学習に取り組む態度	生涯を通してスポーツと多様に関わるとともにスポーツの推進及び発展に寄与することができるよう、運動の主體的、合理的、計画的な実践に主體的に取り組もうとしている。
音 楽	知識・技能	音楽に関する専門的で幅広く多様な内容について理解を深めているとともに、表現意図を音楽で表すために必要な技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	音楽に関する専門的な知識や技能を総合的に働かせ、音楽の表現内容を解釈したり音楽の文化的価値などについて考えたりしているとともに、表現意図を明確にもったり、音楽や演奏の価値を見いだして鑑賞したりしている。
	主體的に学習に取り組む態度	主體的に音楽に関する専門的な学習に取り組もうとしている。
美 術	知識・技能	美術に関する専門的で幅広く多様な内容について理解を深めているとともに、独創的・創造的に表している。
	思考・判断・表現	美術に関する専門的な知識や技能を総合的に働かせ、創造的に思考、判断し、表現している。
	主體的に学習に取り組む態度	主體的に美術に関する専門的な学習に取り組もうとしている。
英 語	知識・技能	・英語の音声や語彙、表現、文法、言語の働きなどについて理解を深めている。 ・英語についての音声や語彙、表現、文法、言語の働きなどの知識を、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて、目的や場面、状況などに応じて適切に活用できる技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、日常的话题や社会的な話題について、英語で情報や考えなどの概要や要点、詳細、話し手や書き手の意図などを的確に理解したり、これらを活用して適切に表現したり伝え合ったりしている。
	主體的に学習に取り組む態度	英語の背景にある文化に対する理解を深め、聞き手、読み手、話し手、書き手に配慮しながら、主體的、自律的に英語を用いてコミュニケーションを図ろうとしている。

## 2. 総合的な探究の時間の記録

	観 点	趣 旨
総合的な探究の時間	知識・技能	探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解している。
	思考・判断・表現	実社会や実生活と自己との関わりから問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現している。
	主体的に学習に取り組む態度	探究に主体的・協働的に取り組もうとしているとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとしている。

## 3. 特別活動の記録

	観 点	趣 旨
特別活動	知識・技能	多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や、活動を行う上で必要となることについて理解している。 自己の生活の充実・向上や自己実現に必要な情報及び方法を理解している。 よりよい生活や社会を構築するための話し合い活動の進め方、合意形成の図り方などの技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	所属する様々な集団や自己の生活の充実・向上のため、問題を発見し、解決方法を話し合い、合意形成を図ったり、意思決定をしたりして実践している。
	主体的に学習に取り組む態度	生活や社会、人間関係をよりよく構築するために、自主的に自己の役割や責任を果たし、多様な他者と協働して実践しようとしている。 主体的に人間としての在り方生き方について考えを深め、自己実現を図ろうとしている。